

令和3年第3回鶴ヶ島市農業委員会総会議事録

開催日・場所	令和3年3月25日(金) 鶴ヶ島市農業交流センター			
開会時刻	午前10時 03分	宣告者	議長(会長) 町田 弘之	
閉会時刻	午前11時 41分	宣告者	議長(会長) 町田 弘之	
議長	会長 町田 弘之			
委員の出席状況				
農業委員			農地利用最適化推進委員	
議席番号	氏名	出欠席	氏名	出欠席
1	滝島 光雄	出席	高沢 健二	出席
2	岡野 とし子	出席	小川 清志	出席
3	比留間 正道	欠席	福島 義博	出席
4	内野 正子	出席	村野 利文	出席
5	町田 弘之	出席	岸田 清正	出席
6	須藤 良春	出席		
7	川鍋 昭人	出席		
8	小川 佐智恵	出席		
9	長谷川 正博	出席		
総会に出席を求めた者			事務局の出席状況	
鶴ヶ島市市民生活部産業振興課 農政担当主幹 荻島 唯志			氏名	出欠席
			平野 強	出席
			駒場 嘉章	出席
			戸田 勝利	出席
議事の日程				
日程第1	議事録署名委員の指名			
日程第2	議案第6号	農地法第3条の規定による許可について		
日程第3	議案第7号	農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見具申について		
日程第4	議案第8号	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正について		
日程第5	議案第9号	農用地利用集積計画の決定について		
日程第6	報告第3号	報告事項について		
日程第7	その他			
議事(担当)		内容		
	議長	<p>(これより総会の開会) 農業委員9名中8名が出席し、法に定める定数に達しており本総会は成立します。</p> <p>なお、農地利用最適化推進委員5名中5名が出席しております。</p> <p>これより令和3年第3回農業委員会総会を開会します。</p>		
日程第1	議長	<p>議事録署名委員の指名について</p> <p>議席番号1番 滝島 光雄 委員</p> <p>議席番号2番 岡野とし子 委員</p> <p style="text-align: right;">を指名します。</p>		

日程第 2

議長

議案第 6 号の 1 番

農地法第 3 条の規定による許可についてを議題といたします。

この案件については、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項に規定する「議事参与の制限」により議事に参与することができないため、委員の退席をお願いします。

(退席後)

議長

1 番から 2 番については関連がありますので一括して事務局より、説明をお願いします。

事務局

議案書をもとに、説明します。

申請地は埼玉西部環境保全組合高倉クリーンセンターの南東約 450m に位置する第 1 種農地で農業振興地域の農用地です。

譲受人は、主に野菜苗、トマト、にんじん、キュウリを栽培し、主な出荷先は J A 直売所、スーパー、給食センターとなっています。

現在、取引先のスーパーより出荷品目の追加を打診され、追加品目としてニンジン、ジャガイモ、ナスを候補として考えています。

経営拡大のため栽培品目の追加、長続きする無理のない農業経営のための休耕地を設けるため、新たな農地が必要と考えていましたが、新国道 407 号バイパス線の建設に伴う用地買収がなされ、農地が減少したこともあり、今回の申請に至ったことです。

議長

次に担当する農業委員から説明をお願いします。

農業委員

譲受人に、確認した内容を報告します。

概要については事務局の通りです。

以前は造園屋だったので、まだ植木が多少残っているが、譲受人が処分する条件となっているそうです。

申請地は耕作に適さない耕作土が一部あるらしいが、譲受人は承知しており対応するとのことでした。

作付けは、秋にニンジンを栽培する予定となっている。

議長

次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。

推進委員

1 番、2 番の譲渡人に、確認した内容を報告します。

二人は姉妹で、相続でもらった農地です。

1 番の譲渡し人は仙台に住んでおり、耕作ができないので畑を有効に使っていただきたいとのことでした。

2 番の譲渡し人は隣接地にお住まいですが、勤めているため、耕作ができないので有効に使っていただきたいとのことでした。

二人とも今回の申請については間違いのないことを確認しました。

議長

出席委員からの質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。

質問	<p>以前、耕作をしていた方から、耕作土以外のものが出たことがあると聞いている。</p> <p>譲受人も承知しているそうですが、耕作できない場合の使い道、また、バイパスができたことにより農振農用地を除外される可能性はあるか。</p>
事務局	<p>譲受人からは元気なうちは農業を行っていくと聞いていますので、今のところ、農地以外に利用する話は聞いておりません。</p> <p>農振農用地については鶴ヶ島市、農政担当で運用していますが、農振農用地の見直しは現在のところ聞いておりません。</p> <p>バイパス完成による農地性については、本申請地は第1種農地のままです。</p>
推進委員	<p>以前、この畑を借りて長芋を出荷していた方から聞いた話では、耕作時に2mぐらい掘った時に、耕作土以外のものがあり支障となったことがあったが、一般農作物の耕作には特に問題ないと聞いています。</p>
事務局	<p>推進委員さんのお話にもありましたが、申請地の土地について、深さ2m程に耕作土以外のものがある可能性も譲受人は承知しており、譲受人が必要に応じて対応するとのことですので、ご理解をお願いします。</p>
質問	<p>申請土地に対して、農業委員会事務局にて、今後、確認をして頂き情報提供をお願いします。</p>
事務局	<p>今後、譲受人、譲渡人と連絡を密にとり必要な情報を農業委員会に提供してまいります。</p> <p>(その他、質疑・意見なし)</p>
議長	<p>特にないので質疑を終了し、1番から2番を順次、採決を行います。</p> <p>1番について「許可」とすることについて、賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(起立全員)</p>
議長	<p>起立全員のため、「許可」とすることに決定しました。</p> <p>次に2番について「許可」とすることについて、賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(起立全員)</p>
議長	<p>起立全員のため、「許可」とすることに決定しました。</p>
議長	<p>議事が終了したので、委員の入室を許可します。</p> <p>(委員の入室)</p>

日程第 3

議長

議案第 7 号の 1 番

農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見具申についてを議題といたします。

事務局より、説明をお願いします。

事務局

議案書をもとに、説明します。

申請地はカインズホームの南東約 400m に位置する第 1 種農地で、農業振興地域の農用地は当初除外となっています。

市道より低く軟弱地番のため、農地改良を行い、露地野菜の栽培を行うべく農地改良を行うものです。

議長

次に担当する農業委員から説明をお願いします。

農業委員

譲受人に、確認した内容を報告します。

譲受人は、太田ヶ谷地区等において農地改良の実績があり、以前、改良して頂いた方の評判も良いみたいです。

許可後、5 月の連休明けに作業を進めたいとのことでした。

議長

次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。

推進委員

譲渡人に、確認した内容を報告します。

現地は良好な整形地で、譲渡人は申請地を含め太田ヶ谷地区に 3 筆 2, 7 3 6 m<sup>2</sup> 営農しています。

周りを宅地に囲まれて、雨水等が畑に入るため、作付けに苦慮していることから、農地改良を行い露地野菜の栽培を行うため農地改良を行うそうです。

議長

出席委員からの質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。

質問

道路から法面を施工する形ですが、土は道路側溝には流入しないですか。

事務局

敷地内で素掘りの溝を掘り、道路側溝に影響がないようにしております。

(その他、質疑・意見なし)

議長

特にないので質疑を終了し、採決を行います。「許可相当」とすることに賛成する委員の起立を求めます。

(起立全員)

議長

起立全員のため、「許可相当」とすることに決定しました。

次に 2 番について事務局より、説明をお願いします。

事務局	<p>議案書をもとに、説明します。</p> <p>申請地は東武越生線西大家駅の南東約290mに位置する第3種農地で、農業振興地域の農用地当初除外となっており、譲受人は、川越市の賃貸住宅に令和元年に結婚した妻と二人で暮らしており、もうすぐ第一子が誕生します。</p> <p>妻は現在仕事を辞め出産に備えています。譲受人は福岡県の出身で妻は日高市の出身であることから妻の実家に近いところで戸建て住宅を取得したいと考えていました。</p> <p>申請地は妻の実家から近く、また、妻が学生時代から懇意にしている友人宅からも近いことから、出産後の育児も安心して行えると安堵しているようです。</p> <p>申請人の職場は川越市にあり、建物用エレベータのメンテナンスをしており、依頼先へ自宅から直行するので申請地は通勤にも非常に良い環境にあります。</p> <p>また、妻も元保育士であったことから、育児が落ち着いたら友人が働いていた鶴ヶ島市内の保育園に再就職したいと考えており、申請地は家族のこれからの生活に最も適していますので、何卒事情ご考慮の上、許可をいただけますようお願いいたします。</p>
議長	次に担当する農業委員から説明をお願いします。
農業委員	<p>譲受人に、確認した内容を報告します。</p> <p>事務局から説明のあった通りです。</p> <p>6月に出産予定で、妻の実家からも近いので、育児の協力も期待でき、さらに将来的にも両親の面倒をみることも可能になることから申請地を考えたそうです。</p> <p>妻は保育士で子供が生まれ生活が安定したら、市内の保育園に勤務を希望しているそうです。</p>
議長	次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。
推進委員	前回、連絡が取りづらい所有者のため、事務局と相談し事務局にて対応して頂くことになりましたので、よろしくお願いします。
議長	事務局より、説明をお願いします。
事務局	<p>譲渡人に、確認した内容を報告します。</p> <p>本申請内容に間違いがないことを確認しました。</p> <p>譲渡人は現在横浜市にお住まいで、海外出張、転勤も多いそうです。</p> <p>農業については、将来的にもできないとのことでした。残っている農地についてもすべて売却する予定とのことでした。</p>
議長	出席委員からの質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。
質問	進入口の幅はどれくらいですか。
事務局	路地上敷地のため、幅は2mとなっています。
	(その他、質疑・意見なし)

議長 特にないので質疑を終了し、採決を行います。「許可相当」とすることに賛成する委員の起立を求めます。

(起立全員)

議長 起立全員のため、「許可相当」とすることに決定しました。

次に3番について事務局より、説明をお願いします。

事務局 議案書をもとに、説明します。

申請地は鶴ヶ島市立鶴ヶ島中学校敷地の南約130mに位置する第1種農地で、農業振興地域の農用地で令和2年10月20日除外となっています。

譲受人は、申請地の隣接地に平成11年7月に西部支店を開業し、当初は社員7名パッカー車4台で事業を開始しました。

その後、順調に事業拡大し、現在では社員25名パッカー車17台となったため、駐車場の不足に困っていました。

そしてこの度新規に5社との契約を締結し月当たり90トンの収集が始まりました。

このことから、高倉地内の西部支店の車両だけでは足りず秋ヶ瀬支店の車両にて対応を図っていますが、エネルギーコストの削減や労働環境の改善を図るため、西部支店の近隣でパッカー車用の駐車場を探していました。

かねてから駐車場として貸してほしいとお願いし続けていた申請地の土地所有者様から様々な許可がとれるのであれば貸してもよいとのお返事をいただいたことから、今回の申請に至りましたのでよろしくお願いいたします。

議長 次に担当する農業委員から説明をお願いします。

農業委員 譲受人に、確認した内容を報告します。

クリーンシステム(株)は主に産業廃棄物収集運搬業を事業としております。

今回、新規に5社と受託契約を締結し、パッカー車を増車するため、現在の敷地内だけでは対応できないため、譲渡人の了解を得られたことから申請に至ったそうです。

使用目的は駐車場で砂利敷です。

出入口は通学路にもなっているので安全面を注意するようにお願いしました。

議長 次に担当する農地利用最適化推進委員のから説明をお願いします。

推進委員 譲渡人に、確認した内容を報告します。

譲渡人の息子さんに確認したところ、勤めているため、営農は出来ていないそうです。

また、本申請については、間違えないことを確認をしました。

議長 出席委員からの質疑、意見等を求めます。  
質疑、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。

質問 農振農用地は除外となっていますが、他に駐車場候補は他には無かったのか、選定理由はどうなっていますか。

	事務局	<p>農振農用地は除外の会議では、他に駐車場として使用できる土地は無いが議論した上で、許可となっています。</p>
日程第 4	議長	<p>第1種農地ですので、案件があった場合、農政担当部局と選定にあたっての状況等を今後、説明できるように事務をお願いします。</p>
		<p>(その他、質疑・意見なし)</p>
	議長	<p>特にないので質疑を終了し、採決を行います。「許可相当」とすることに賛成する委員の起立を求めます。</p>
		<p>(起立全員)</p>
	議長	<p>起立全員のため、「許可相当」とすることに決定しました。</p>
	議長	<p>議案第8号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正についてを議題といたします。 また、議案説明のため、産業振興課農政担当職員の入室を許可します。</p>
	議長	<p>ここで暫時休憩とします。  (農政担当職員入室、事務局席に着座)</p>
議長	<p>会議を再開します。  議案説明をお願いします。</p>	
担当職員	<p>埼玉県の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の改正を受け、当市の基本的な構想も改正する必要が生じたため、従前の構想の形態を変えず一部改正するものです。 主な変更内容を説明いたします。</p>	
議長	<p>①「農業経営基盤の強化促進法」の一部改正に伴う農地利用集積円滑化事業に係る規定を削除 ②埼玉県内の新規就農者の確保目標値を年280人から330人へ変更 ③埼玉県の農地の集積に関する目標値のを48%から50%へ変更</p>	
議長	<p>④「農地法」の改正に伴う農業生産法人の名義を農業生産法人から農地所有的確法人へ変更となります。  出席委員の質疑、意見等を求めます。 質疑、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。  (質疑・意見なし)</p>	
議長	<p>特にないので質疑を終了し、採決を行います。 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正について、農業委員会の意見としては「異存なし」とすることに賛成する委員の起立を求めます。</p>	

		(起立全員)
	議長	起立全員のため、「異存なし」とすることに決定しました。
日程第5	議長	議案第9号の1番 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。 なお、1番から6番については農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正に関連しますので、引き続き産業振興課農政担当職員から説明をお願いします。
	担当職員	「農業経営基盤の強化促進法」の一部改正に伴い農地利用集積円滑化事業が削除されましたので、今後、新規就農希望者に対する農地の確保は農地中間管理機構（埼玉県農林公社）へ変更となります。  1番から3番について利用権の設定を受ける者は農地中間管理機構（埼玉県農林公社）となり、貸付人より土地を借上げ新規就農者に貸し出すこととなります。  引き続き、4番から6番についても利用権の設定を受ける者は農地中間管理機構（埼玉県農林公社）となり、貸付人より土地を借上げ新規就農者に貸し出すこととなります。  1番から6番について令和3年4月1日から令和5年3月31日の2年間、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき利用権設定する農地です。
	議長	出席委員の質疑、意見等を求めます。 質疑、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。
	質問	作付け内容を教えてほしい。
	担当職員	1番から3番の太田ヶ谷地区は新規就農者一人で、露地野菜を中心にハウスを建てトマト、ネギ、枝豆を作付けすると聞いています。  4番から6番の上新田地区は新規就農者二人のうち一人はハウスを建てトマト、露地野菜はキュウリ、里芋を予定指定しております。 もう一人もハウスを建てトマト、里芋、ネギを予定しております。
	質問	新規就農者の指導農家さんは就くのですか。
	担当職員	いるま野農協、鶴ヶ島市、埼玉県の3者が一体となって実施している「いるま地域明日の農業担い手塾」において、指導農家指定、農業用資材の補助、圃場に係る土地代等の支援を行っていきます。
	質問	利用権の設定期間が2年間ですが、ハウスを建ててまで行うのはリスクがあり、2年間設定では厳しいのでは。



担当職員	<p>「いるま地域明日の農業担い手塾」の研修期間は2年となっています。また、塾の卒業にあたっての設定要件は、売上80万円、圃場の管理が的確に行われている等となっており、さらに履行された後、3年目以降は自らが農地を借り受けて行う条件です。</p> <p>この条件で覚悟の上、3名の新規就農者は理解しており、内2人は63歳で退職後、農業大学校卒業後、1年間農業を行った上で、就農をしたいとのこと。</p> <p>既にハウス、軽トラック、トラクターなども4月から使用できるように購入したそうです。</p> <p>また、鶴ヶ島市の支援を受けるため、3名とも鶴ヶ島市に転入いたします。</p> <p>厳しい条件ながらも鶴ヶ島市において農業をして行きたいとのこと。</p> <p>あと1名は36歳で農業次世代人材投資資金の経営開始型と準備型の補助を受けながらの営農であり、鶴ヶ島市としてもできる限り支援していきます。</p>
質問	3名とも補助は受けられますか。
担当職員	経営開始型、準備型については50歳まで対象なので、63歳の方については対象外です。
質問	2年間の設定ですが、期間延長を想定して交渉しているのですか。
担当職員	<p>一人ひとり貸付人との交渉の中で、貸付人の方も2年間だけではなく、その後も継続して借りてほしい旨の話を頂いております。</p> <p>なお、ハウス、将来的に井戸掘りについても了解を頂いております。</p> <p>(その他、質疑・意見なし)</p>
議長	<p>特にないので質疑を終了し、採決を行います。</p> <p>1番から6番を順次、採決を行います。</p> <p>なお、1番から6番の採決につきましては、鶴ヶ島市農業委員会会議規則第7条の規定により、挙手による採決と致します。</p> <p>1番について「可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
議長	<p>挙手全員のため、「可」とすることに決定しました。</p> <p>次に2番について「可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
議長	挙手全員のため、「可」とすることに決定しました。

次に3番について「可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員のため、「可」とすることに決定しました。

次に4番について「可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員のため、「可」とすることに決定しました。

次に5番について「可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員のため、「可」とすることに決定しました。

次に6番について「可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員のため、「可」とすることに決定しました。

ここで説明員の退出のため暫時休憩とします。

(農政担当職員退出)

議長

会議を再開します。

次に7番について事務局より、説明をお願いします。

事務局

議案書等をもとに説明します。

申請地は、平成27年4月1日より利用権賃貸借を行っており、今回、継続して令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間、引き続き農業経営基盤強化促進法の規定に基づき利用権設定する農地です。

現在、申請地を含め、三ツ木地区を合わせ12筆10,136㎡を利用権賃貸借し、営農している。

議長

次に担当する農業委員から、説明をお願いします。

農業委員

借受人に、確認した内容を報告します。

冬はキャベツ、ブロッコリーを栽培し、夏はピーマン、枝豆をスーパーに出荷しているそうです。

利用権設定の期間が終了するため、引き続き利用権設定する農地です。

議長

次に担当する農地利用最適化推進委員から順次説明をお願いします。

	推進委員	貸付人に、確認した内容を報告します。 貸すことについての確認しました。 特に問題もなく、引き続き借りてほしいとのことでした。
	議長	出席委員の質疑、意見等を求めます。 質疑、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。  (質疑・意見なし)
	議長	特にないので質疑を終了し、採決を行います。 1番について「許可」とすることについて、賛成の委員の起立を求めます。  (起立全員)
	議長	起立全員のため、「可」とすることに決定しました。
日程第6	議長	報告第3号 報告事項についてを議題といたします。  事務局より、説明(報告)をお願いします。
	事務局	議案書をもとに、説明(報告)します。 ・農地法第2章第1節の許可及び不許可の状況 第2回総会における審議案件 農地法第5条の許可案件 3 件 ・農地法第4条の転用届出専決処分 1 件 ・農地法第5条の転用届出専決処分 4 件 ・農地法施行規則第29条第1号に 基づく届出 2 件 ・諸証明の発行 1 件
	議長	各委員からの質疑、意見等を求めます。  (質疑・意見なし)
	議長	特にないので質疑を終了し、採決を行います。「承認」することに賛成する委員の起立を求めます。  (起立全員)  起立全員のため、「承認」することに決定しました。
日程第7	議長	その他について説明事項等がありますか。
	事務局	特にありません
議事録の署名	議長	それでは、事務局より、議事録の報告をお願いします。
	事務局	本日の総会議事録を読み上げ報告を行い、議事録の署名を求める。 議長、議事録署名委員(3名)が署名する。

閉会	議長	以上をもって、令和3年第3回農業委員会総会を閉会します。
----	----	------------------------------